

Q : 15 『強調表示』と『打消し表示』、『確約等』の表示

について

以下の募集広告例について、『強調表示』と『打消し表示』、『確約等』の表示で問題となるものはありますか。また、『強調表示』と『打消し表示』、『確約等』について表示上の留意点を教えて下さい。

A :

まず、『強調表示』と『打消し表示』、『確約』等の表示について考え方を整理してみたいと思います。

第1 『強調表示』と『打消し表示』について

平成20年6月13日、公正取引委員会が強調表示と打消し表示の在り方についての考えを示しました。これを受け、旅公協は実際の募集広告・パンフレットについてサンプルを収集し、強調表示と打消し表示の問題点と考え方をまとめ同年9月4日付で会員に対し、通達を発するとともにその後開催された規約説明会においても周知徹底を図ってきました。

以下に『強調表示』と『打消し表示』の留意点に関する概要を記します。

1 定義

強調表示とは、一般消費者に訴求するために、断定的又は目立つ表現を使って品質等の内容や価格等の取引条件を強調した表示をいいます。具体的には、サービス内容や旅行代金について、ツアータイトルに含めたり、ツアーのポイントとして強調したり、写真を掲載するなどして訴求することをいいます。

打消し表示とは、強調表示したことに例外条件・制約条件・付加的費用があることなど、一般消費者が通常は予期できないことについての表示（誤認のおそれがある表示）であって、その例外条件・制約条件・付加的費用のあるなしが、一般消費者が当該商品を選択する上で重要な考慮要素となるものをいいます。

2 強調表示を行う際の原則

打消し表示を行わずに済むように、訴求対象を明確にして、商品・サービスの内容や取引条件を的確に表示することが原則です。

3 打消し表示をする場合の留意点

やむを得ず打消し表示を行う場合は、強調表示と打消し表示とを合わせた表示物全体で、その内容又は取引条件が一般消費者に正確に理解されるよう次の点に留意することが必要です。

(1) 打消し表示の配置場所

強調表示に近接した箇所に併記すること。

(2) 強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス

双方のバランスを取って表示することが重要です。例えば、強調表示と同一の大きさとするか、強調表示と著しく異ならない程度の文字の大きさとするなど。

(3) 打消し表示の文字の大きさ

表示スペースが小さい場合であっても、最低でも8ポイント以上の大きさで表示すること。

(4) 文字間余白、行間余白、背景の色との対照性など

十分な文字間余白、行間余白をとって表示し、また、背景の色と打消し表示の文字の色とは対照的な色の組合せとすること。

4 ある程度想定される不確定要素と打消し表示について

例えば、気象その他の自然現象などにより実施や実現などが左右される、つまり不確定な要素がある次のような観光やイベントなどを含む旅行の募集広告などにおいては、中止となる場合があることなどを明瞭に表示する必要があります。

例：朝日や夕日、夜景や星空の鑑賞、花火、屋根なし球場での野球観戦、
野外コンサート、スキーなど

さらに、次のように気象、その他の自然現象などによって、その実施が左右されるものであっても、事情を知らない一般消費者には予期することが困難と思われるものについては、より明瞭な打消し表示が必要です。

例：流氷見物、イタリアの“青の洞窟”、ツアータイトルに含めた野生動物ウォッチング（ホエールウォッチング、サファリでの動物ウォッチング）など

第2 『確約』、『指定』等の表示について

『確約』、『指定』等と表示するに当たっては、わずかでも変更の可能性が考えられる場合は『確約』、『指定』等の表示は行わないこととする。また、『確約』、『指定』等の表示をする場合は、買取り、あるいはデポジット支払い等、当該表示の内容を担保するシステムを構築するなどの手当を行った上で実施すること。

◆強調表示の打消し表示について

【事務局長通達（平成21年9月4日）】

◆「確約」、「指定」等の表示について

【規約第8条（1）関係、運用基準5（1）】

以上のようなことをふまえ、本広告については、下記の点が問題となるおそれがあると考えます。

- ① 広告左上に大きく「最後の晚餐鑑賞確約日多数ご用意！！」との表示があるが、広告右上の出発日を見ると、「最後の晚餐確約鑑賞出発日」は、全 26 出発日中、10 月 1、11 月 3、12 月 2 の合計 6 出発日であり、1 月から 3 月はゼロである。

「多数」とは、数の多いこと、他に比べて数の多いことであり、26 出発日中確約できない出発日が 20 あることから「多数」とはいえず、優良誤認のおそれのある表示である。

- ② ツアータイトルに近接して大きく、『12 の世界遺産めぐり』とあるが、当該表示から離れた広告右下に小さく（実際の広告は 5 ポイント）、「注 1」として、『「最後の晚餐」鑑賞は、チケットの確保ができない場合スカラ座内部見学へご案内、その場合世界遺産数は 11 となります。（確約日を除く）』とあり、当該表示は、打消し表示の場所、打消し表示の文字の大きさ共に不適切であって、不当表示のおそれがあります

